

身体障がい者福祉法第１５条に規定する医師の指定
に関する申請・届出書類一覧

		1	2	3	4	5	6	施行細則 様式第4	その他の添付書類
新規申請		○	○					○	医師免許の写し
変更	診療に従事する 医療機関				○			○	
	その他				○				氏名変更の場合は変更後の医師免許の写し
障がい種別の追加指定			○	○				○	医師免許の写し
死亡						○			
辞退							○		

年 月 日

豊 田 市 長 様

指定医氏名

身体障がい者福祉法による指定医変更届

下記のとおり変更等がありましたので届けます。

記

変更等の区分		新	旧
ふりがな 氏 名			
住 所			
医療機関 診療従事	名称		
	所在地	TEL (-)	
行政処分	免許取消	年 月 日	
	医業停止	年 月 日から 年 月 日まで	
変更年月日		年 月 日	
備 考			

(記載要領)

- 1 変更のあった事項のみ新旧の内容を記載してください。
- 2 「氏名」に変更のあった場合は、変更後の医師免許の写しを添付してください。
- 3 「診療に従事する医療機関・名称」は必ず正式名称を記載してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

（表）

注意 裏面の記入上の注意をお読みになってからご記入ください。

同 意 書		
年 月 日		
豊 田 市 長 様		
医師氏名		
診療に従事する 医療機関の開設者		
身体障がい者福祉法第 1 5 条に規定する医師に指定されることを同意します。		
診療に従事して いる医療機関名	名 称	
	所在地	
	標榜診療科	
指定を希望する 医師の担当診療科		

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「診療に従事する医療機関の開設者」は、必ず正式名称を記載してください。
- 2 「診療に従事している医療機関名」は、必ず正式名称を記載してください。
- 3 「標榜診療科」は、当該医療機関が標榜している全ての診療科を記載してください。
- 4 「指定を希望する医師の担当診療科」は、次の表を参考に、現に診療に従事している診療科名を記載してください。

指定を受けたい障がい種別	指定を希望する医師の担当診療科
視覚障がい	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障がい等による視力喪失者の診療に限る。）
聴覚障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障がい等による聴力喪失者の診療に限る。）
平衡機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障がい	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障がい	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障がい	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう・直腸機能障がい	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器科内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障がい	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
免疫機能障がい	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（いずれの診療科もエイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。）
肝臓機能障がい	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科